

特定非営利活動法人

日中産業経済文化友好互助協会 定款

特定非営利活動法人日中産業経済文化友好互助協会 定款

第1章 総 則

第1条（名 称）

この法人は、特定非営利活動法人日中産業経済文化友好互助協会という。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都中央区八丁堀1-12-4那賀嶋ビル4階に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目 的）

この法人は、健康で安心して生活できる社会づくりを目指すために、日中両国及び国際社会と幅広く一般市民や諸団体との連携を深め友好関係を構築し、地球環境の融合と共生を推進するべく、新エネルギー、環境保護、科学技術、保健、医療、福祉、教育、文化観光、経済貿易産業、農水産業、人材育成交流分野の調査研究、普及活動を推進する。

国際的な視野で人材育成のための調査、研究、交流等の諸活動を行い、以って自然と人間の融合、共生による社会の発展に寄与することを目的とする。

第4条（特定非営利活動の種類）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保険、医療、福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 科学技術の振興を図る活動

第5条（事 業）

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地球温暖化防止のための新エネルギー、省エネルギー機器並びに資材等の研究、開発普及事業
- (2) 医療、介護、福祉機器等の研究、開発、普及事業
- (3) バイオマス資源等の活用による建築資材、構造材等の研究、開発、普及事業
- (4) 人材育成のための派遣、招聘、交流事業

- (5) その他、本事業の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条（種 別）

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (1) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体

第7条（入 会）

会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第10条（退 会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除 名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第12条（拠出金品の不返還）

既納の入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員及び職員

第13条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とする。

第14条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職 務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前(2)の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

第16条（任期等）

役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第17条（欠員補充）

理事又は監事の内、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない

ない。

第 18 条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 19 条（報酬等）

役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 20 条（職員）

この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 顧問及び参与

第 21 条（顧問、参与）

本法人に、役員とは別に顧問及び参与を若干名置くことが出来る。

第 22 条（選任方法）

顧問は、本会の活動に寄与した者の内より理事会の推薦にもとづいて選任する。

参与は、学識経験者の内から理事長が選任する。

第 23 条（権 限）

顧問及び参与は、理事長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第 6 章 総 会

第 24 条（種 別）

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

第 25 条（構 成）

総会は、正会員をもって構成する。

第 26 条（権 能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く。第 53 条において同じ。）
その他、新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

第 27 条（開 催）

通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項（4）の規定により、監事からの招集があったとき。

第 28 条（招 集）

総会は、第 27 条第 2 項（3）の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 27 条第 2 項（1）及び（2）の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

第 29 条（議 長）

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第 30 条（定足数）

総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

第31条（議 決）

総会における議決事項は、第28条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむ得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第30条、第31条第2項、第33条第1項（2）及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第33条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章 理事会

第34条（構 成）

理事会は、理事を持って構成する。

第35条（権 能）

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決の要しない業務の執行に関する事項

第36条（開 催）

理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項(5)の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第37条(招集)

理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第36条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審査事項を記載した書面をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

第38条(議長)

理事会の議長は、理事長がこれに当る。

第39条(議決)

理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第40条(表決権等)

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第40条第1項(2)については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第41条(議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第8章 資産及び会計

第42条(資産の構成)

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第 43 条（資産の区分）

この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

第 44 条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第 45 条（会計の原則）

この法人の会計は、法第 30 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第 46 条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

第 47 条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

第 48 条（暫定予算）

第 47 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入収出とみなす。

第 49 条（予備費の設定及び使用）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の決議を経なければならない。

第 50 条（予算の追加及び更正）

予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

第 51 条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第52条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり翌年8月31日に終わる。

第53条（臨機の措置）

予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

第54条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ軽微な事項として法第28条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

第55条（解 散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項（1）の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第（2）の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第56条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第57条（合 併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

第58条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第11章 雑 則

第59条（細 則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを決める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表の通りとする。
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成17年8月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は第43条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成17年8月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画書及び収支決算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の正会員及び賛助会員の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 正会員、賛助会員共 5,000円（個人、団体も同額とする。）
 - (2) 年会費 正会員 6,000円、賛助会員一口12,000円（一口以上）（個人、団体も同額とする。）

別表 設立当初の役員

役 名	氏 名
理事長	宮 良 一 成
理 事	木 下 敏 勝
理 事	横 山 智 弘
理 事	平 林 英 一
監 事	廣 瀬 敏 重

